

2026年度末には（紙の）
小切手や手形が使えなくなる！

いまから利用を検討しておきたい

（電子記録債権）

「でんさい」 の基本が 理解できる講座

水谷 I T 支援事務所代表
水谷 哲也

経理担当者にとってなじみの深い（紙の）小切手や手形ですが、印紙税などのコストや紛失・盗難のリスクなどもあることから、2026年度末までに廃止される予定となっています。そこで注目を集めているのが「でんさい」（電子記録債権）です。メガバンクが独自に提供している電子記録債権サービスと違い、「でんさい」は全国500以上の都市銀行、地方銀行、信用金庫がネットワークに参加しているため、非常に利便性が高いのが特徴です。そうしたことから、（紙の）小切手や手形の廃止を見据えて「でんさい」の利用を検討している中小企業も多いようです。ここでは経理担当者が押さえておきたい「でんさい」の仕組みを分かりやすく解説します。

江戸時代、ベストセラーになった「東海道中膝栗毛」では、弥次さん、喜多さんがひよんなことから15両という大

金を手に入れ、伊勢参りに出かけます。ところが三島で宿泊した際、泥棒にお金を盗まれてしまいます。

その後も弥次さん、喜多さんは珍道中を続け、旅行ブームを巻き起こしますが、江戸時代でも、お金が盗まれるのを避ける方法がありました。江戸の両替商に現金を預け、手形を発行してもらうのです。宿場などで指定された両替商や問屋に手形を提示すると、お金を受け取ることができました。

ところで、なぜ小切手や手形というのでしょうか。小切手は郵便切手とは関係なく、お金を払ってもらった紙片（引換券）のことを切符手形と呼んでいました。これを短くしたのが切手です。江戸時代、米切手（米の引換券）がありました。西洋から伝来したものが米切手のサイズより小さかったことから小切手になりました。

手形は文字通り、手です。昔、証文に「必ず払うから」と手に墨をつけて

手形を押ししたので、「手形」と言うようになりました。承久の乱で隠岐に島流しとなった後鳥羽上皇が亡くなる前、いままでも尽くしてくれた家臣に領地を与える証文を書きますが、両手で真っ赤な手形を押ししています。最後の力を振り絞って手形を押しすることが伝わる証文で、国宝になっています。

2年後に紙の手形や小切手がなくなる！



手形や小切手は「光る君（源氏物語）」の平安時代には登場していたので、少なくとも千年以上にわたり使われてきた伝統ある仕組みです。古代からずっと紙で運用されてきましたが、ついにデジタル化され、2027年3月末に全廃されます。

ところでいままさらですが、小切手と手形の違いって分かりますか？ 違い

は支払日です。小切手を銀行に持ち込むとすぐに現金化できますが、手形は決めた期日にならないと現金化できません。「それなら小切手なんて使わずにインターネットバンキングで相手の口座に振り込んだら、それで解決するんじゃない？」と思ったあなた。その通りです。となると、残るのは手形のデジタル化です。

準備はけっこう昔から始まり、電子記録債権法がスタートしたのは2008年12月です。スマートフォン誕生の翌年で、Facebook 日本語版がスタートした年になります。

その後、外堀がどんどん埋められ、2022年11月に全国にあった手形交換所（銀行の行員が手形を持ち寄って交換する場所）がすべて廃止されました。代わりに電子交換所ができました。電子とは名ばかりで、手形のイメージデータを電子的にやり取りし、銀行の行員が目視で確認する仕組みは紙